

●ロブスター幼生の捕獲および養殖の条件

	条件
目的	・ インドネシア国内での養殖に限る。
捕獲できる者	・ 漁業団体へ登録済みの小規模漁業者（漁船を使う、使わないにかかわらず、日常生活のニーズに合わせて漁業を営む人々）
養殖の場所	・ 幼生を捕獲した場所と同じ州内に限る。 （ただし、養殖の調査研究などのため幼生を他州に運搬することは可）
養殖の工程	
保育第1段階	・ 1匹5グラムまで ・ 零細養殖業者〔最大10億ルピアの事業資本（土地および建物を除く）を有する者〕が行える。
保育第2段階	・ 1匹5～30グラムまで ・ 小規模養殖業者〔10億ルピア～50億ルピアの事業資本（土地および建物を除く）を有する者〕が行える。
育成第1段階	・ 1匹30～150グラムまで ・ 中規模養殖業者〔50億ルピア～100億ルピアの事業資本（土地および建物を除く）を有する者〕が行える。
育成第2段階	・ 1匹150グラム以上 ・ 大規模養殖業者〔100億ルピアを超える事業資本（土地および建物を除く）を有する者〕が行える。
養殖物の運搬	・ 1匹5グラムから運搬可 ・ 幼生の運搬を行おうとする者は、その目的を明らかにし、事業基本番号（NIB）や幼生の出産地証明書を添え、当局の許可を得る必要

（注）1ルピア＝約0.01円。

（出所）海洋水産大臣規定2021年第17号を基にジェトロ作成

●甲殻類の捕獲条件

水産物	HS コード	条件
サンドロブスター (Homarus)	0306. 31. 20	・産卵期でないこと ・甲羅の長さが 6 センチ以上、または 1 匹 150 グラム以上のもの
ロブスター	0306. 31. 20	・産卵期でないこと ・甲羅の長さが 8 センチ以上、または 1 匹 200 グラム以上のもの
カニ (国内消費目的)	0306. 33. 00	・産卵期でないこと ・甲羅の長さが 12 センチ以上、または 1 匹 150 グラム以上のもの ・静的で環境面に配慮した捕獲漁具を使用すること
カニ (養殖目的)	0306. 33. 00	・海洋水産省からの割当数量と指定場所の範囲内で捕獲 ・1 匹 60 グラム以上のもの ・静的で環境面に配慮した捕獲漁具を使用すること
ラジュンガン (国内消費目的)	0306. 39. 10	・産卵期でないこと ・1 匹 60 グラム以上のもの ・静的で環境面に配慮した捕獲漁具を使用すること
ラジュンガン (養殖目的)	0306. 39. 10	・海洋水産省からの割当数量と指定場所の範囲内で捕獲 ・甲羅の長さが 10 センチ以上、または 1 匹 60 グラム以上のもの ・静的で環境面に配慮した捕獲漁具を使用すること

(出所) 海洋水産大臣規定 2021 年第 17 号を基にジェトロ作成